

商品名 (愛称)	子育て応援定期積金「つみキッズ」
販売対象	18歳以下の方を扶養する保護者の方(妊娠中の方やその配偶者の方を含みます) 公的書類等で確認させていただきます。
期間	3年以上10年以下
払込方法	毎月1回、定期的に口座振替により払込みいただきます。
給付契約金	・「給付契約金」とは、あらかじめ定めた掛金と払込回数、および利回りによって計算する契約金額のことをいいます。 ・「給付契約金」から掛金累計額を差し引いたものを「給付補填金」といいます。
掛込金額	3,000円以上(1,000円単位)で毎月一定額
契約金額	1口30万円以上600万円以下 また、同一世帯の合計で、18歳以下の方お一人あたり600万円を限度とします。
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
利息 (給付補填金)	(1) 適用利率 固定金利(契約時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。)とし、以下の当金庫とのお取引内容に応じて、契約時の店頭表示金利に一定の金利を上乗せして満期日まで適用します。 ① 当金庫LINE登録かつ、通帳アプリまたはBankPayまたはPayPayの登録 店頭表示金利+0.1% ② ①の取引条件に加え、給与または児童手当の当金庫口座振込 店頭表示金利+0.2% ③ ①、②の取引条件に加え、カードローンかつしんきんカードの契約 店頭表示金利+0.3% (2) 給付補填金の支払方法 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・利息には復興特別所得税を含め、税率20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・マル優のご利用はできません。

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として満期日前に解約することはできません。 ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 <ul style="list-style-type: none"> ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、約定利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)
<p>金利情報の入手 方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は当金庫ウェブサイトをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金または当座預金からの自動振替による掛込により貸越が発生する場合には、毎回1回分のみを自動振替により掛込みます。 ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を給付補填金から差し引きします。 ・払込みを先に行った場合には、一定の条件のもと、先掛期間に相当する期間に対し、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割り計算)の割合による先払割引金を給付補填金に加えお支払いします。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・詳細については窓口へご照会ください。
<p>預金保険について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融・共通)」をご覧ください。